

おおいた姫島ジオパーク及びおおいた豊後大野ジオパーク
教育旅行ガイドブック作成業務 仕様書

1. 目的

おおいた姫島ジオパーク及びおおいた豊後大野ジオパーク（以下、「おおいたジオパーク」という。）の教育旅行の受け入れを促進するため、旅行業者や学校教員等を対象に、両地域で学習できる内容を記載したガイドブックを作成する。

2. 契約期間

契約締結日～令和9年1月29日

3. ターゲット

本契約におけるターゲット及び利用者は、教育旅行を企画する旅行業者、国内の小学校・中学校・高等学校に所属する教員等とする。

4. 業務の内容

(1) ガイドブックの作成

- ① おおいたジオパークに関する教育旅行のガイドブックを作成すること。
作成するガイドブックは、おおいたジオパークに関する内容を1冊に集約したものであり、32ページ程度とする。
- ② おおいたジオパークそれぞれの地域の地質・自然環境とそれに根差した地域文化・歴史を解説するとともに、それぞれの地域で学習可能なコンテンツや体験プログラムを具体的に記載し、おおいたジオパークが教育旅行の対象として魅力的であることが伝わるものにする。
- ③ 団体客を受入可能な施設や飲食店などを記載すること。
- ④ 各学習施設の情報や、所要時間、交通アクセスなど教育旅行に必要な情報を掲載すること。なお、内容は委託者と協議の上決定する。
- ⑤ 文章とともにイラスト、写真等を効果的に用い、理解しやすく視覚的に分かりやすい表現を行うこと。
- ⑥ 取材・写真撮影を行う際にはあらかじめ関係機関と十分な調整を行い、撮影許可が必要な手続きを行うこと。
- ⑦ 二次元コードなどを用い、ジオパークに関わる情報サイトに簡易にアクセスできるようにすること。また、リンク先から許可を得ること。

(2) 電子データの作成

- ① (1)にて作成したガイドブックのPDFデータを作成すること。
- ② 紙による製本を行う場合のサイズはA4とする。

5. 成果物の納品

(1) ガイドブック

- ① 「4. (2)」にて作成したデータ及び原稿データについては、PDF 及び {Adobe Illustrator (ai) データ} を成果物として大分県生活環境部自然保護推進室に納品すること。
 - ② 納品時の媒体は電子記録媒体 (DVD) 3 部とし、大分県生活環境部自然保護推進室に納品すること。
 - ③ 納期は令和9年1月15日とする。
- (2) 写真データ
- ・ガイドブック作成のために撮り下ろした写真データについて RAW ファイル及び JPEG ファイルで納品すること。

6. 実施上の留意点

- (1) 受託者は本契約の遂行にあたって、関係する法律等を遵守しなければならない。
- (2) 本契約に係る準備やプレゼン等に関する費用は受託者の負担とする。
- (3) 本事業に関する事故やトラブルが発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において処理すること。

7. 実施体制

- (1) 本業務が円滑に実施されるよう、経験豊富な人材を配置すること。
- (2) 本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置し、契約締結後、遅滞なく体制計画及び作業する者の名簿等を作成し提出すること。
- (3) 受託者は業務に先立ち業務スケジュールを作成し提出すること。
- (4) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務に当たっては、進捗情報及び今後の進め方等を委託者に逐次報告すること。
- (5) 必要に応じて委託者と打合せを行い、その議事録を作成すること。

8. 著作権等

- (1) 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、(2)の規定による引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- (4) 受託者は、委託者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知

り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。

9. その他

- (1) 本業務で使用する素材の著作権や肖像権については受託者が処理する。
- (2) 本業務において制作物に係る著作権等に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに定めのない事項については、委託者と協議のうえ定めることとする。